

令和6年度渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金（集会施設）
交付要領

令和6年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	地域のコミュニティづくりを推進するため、自治会活動の拠点となる集会施設（以下「集会施設」という。）の整備を行う自治組織等に対し、費用の一部を補助します。	
定義	<p>次の用語の意義は、当該各号に定めます。</p> <p>(1) 集会施設 自治組織等が各種の催物等の活動の場として利用するための拠点となる建物をいいます。</p> <p>(2) 自治組織等 自治組織等 自治会及び自治会内に組織された、自治会より少数規模の組織である町内会、組、班などの自治会の下部組織等をいう。</p> <p>(3) 新築 建築物のない土地に、新たに建築物を建築することをいいます。</p> <p>(4) 増築 既存建築物に建て増しをすることをいいます。</p> <p>(5) 改築 建築物の全部または一部を柱や壁などから建て替えることをいいます。</p> <p>(6) バリアフリー化 トイレの洋式化や建物内の段差解消等の施設内の不便な障壁を取り除くことをいいます。</p> <p>(7) 改修 建築物の長寿命化等を目的に行う改築に当たらない修繕をいいます。</p>	
内容	補助対象者	市内の自治組織等です。
	補助対象事業	対象となるのは、集会施設の新築、増築、改築、バリアフリー化、改修及び既存建物の買収に要する事業です。
	補助対象経費	<p>対象となるのは、下記の経費です。ただし、補助金を交付する年度内に支払いまで完了するものに限りです。</p> <p>(1) 集会施設の新築、増築、改築、バリアフリー化に要する経費</p> <p>① 建築工事費</p> <p>② 給排水設備費</p> <p>③ 空調設備費（エアコン設置を除く）</p> <p>④ 電気設備費</p> <p>⑤ 増築、改築に伴う現集会施設の一部の撤去・処分費</p> <p>(2) 集会施設を買収に要する経費</p> <p>① 既存建物の購入費</p> <p>(3) 集会施設の改修に要する経費</p> <p>① 建築工事費</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ② 給排水設備費 ③ 空調設備費（エアコン設置を除く） ④ 電気設備費
補助対象外経費	<p>次のものについては、補助対象外経費とします。</p> <p>(1) 集会施設の新築、増築、改築、バリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在の集会施設の撤去・処分費 ② 備品購入費（洋式便器等を除く） ③ 用地取得費 ④ 設計費 ⑤ 事務費 ⑥ 登記費用 ⑦ 土地造成費 ⑧ 集会施設から独立した物置や倉庫などの建築物の新築、増築、改築、バリアフリー化に要する経費 <p>(2) 集会施設の買収</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土地購入費 ② 備品購入費 ③ 事務費 ④ 登記費用 ⑤ 集会施設から独立した物置や倉庫などの建築物の購入費 <p>(3) 集会施設の改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 備品購入費 ② クリーニング費用 ③ シロアリ防除工事等、予防的な工事に要する経費 ④ 集会施設から独立した物置や倉庫などの建築物の修繕に要する経費
交付金額	<p>次のとおりとします。ただし、総事業費20万円以上の場合に限り、500万円を限度とします。</p> <p>(1) 集会施設の新築は補助対象経費の4分の1の額で、500万円を限度とします。</p> <p>(2) 集会施設を増築、既存建物の買収は補助対象経費の2分の1の額とし、400万円を限度とします。</p> <p>(3) 集会施設の改築及びバリアフリー化は補助対象経費の2分の1の額で、200万円を限度とします。</p> <p>(4) 集会施設の改修は補助対象経費の2分の1の額とし、50万円を限度とします。</p> <p>上記の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>
予算額	この補助金の補助限度額は、9,461千円です。

交付 手 続 等	交付条件	<p>(1) 同じ自治組織等の補助金の申請は、年度内に1回までとすること。</p> <p>(2) 補助対象事業について、自治組織内で意思決定がされていること。</p> <p>(3) 施工は市内業者とすること。市内業者では施工が難しい等の特別な理由がある場合はその限りではないが、交付申請時に理由書を添付すること。</p>
	交付申請の方法、 時期等	<p>事業着手の10日前までに、渋川市地区自治会活動拠点整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市民協働推進課へ書面の提出又はメールにて申請してください。</p> <p>(1) 渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金事業概要書(様式第2号)</p> <p>(2) 見積書等(2者以上を基本とする)の写し</p> <p>(3) 新築の場合は設計図</p> <p>(4) 現状の写真</p> <p>(5) 市外業者で施工する場合の理由書</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定、確定 の時期等	<p>申請のあった日から7日以内に交付の決定をし、渋川市自治会活動拠点整備事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知します。</p>
	変更交付申請の 方法、時期	<p>補助金交付申請書を提出した後、事業内容に変更があったときは、渋川市自治会活動拠点整備事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 収支予算変更計画書</p> <p>(2) 見積書等の写し</p>
	変更の承認	<p>変更申請のあった日から7日以内に変更の決定をし、渋川市地区集会施設建設事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により通知します。</p>
	概算払の申請方 法、支払時期	<p>補助金の概算払を受けようとする30日前までに渋川市自治会活動拠点整備事業補助金概算払申請書(様式第6号)に渋川市自治会活動拠点整備事業補助金請求書(様式第9号)を添えて提出してください。</p>
	実績報告書等の 提出	<p>事業終了後1か月以内に、渋川市自治会活動拠点整備事業補助金完了実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 渋川市自治会活動拠点整備事業補助金交付決定通知</p>

	<p>書（様式第3号）の写し</p> <p>(2) 収支決算書</p> <p>(3) 領収書等の写し</p> <p>(4) 事業完了後の写真</p>
補助金の額の確定	<p>報告書の提出のあった日から7日以内に、渋川市自治会活動拠点整備事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市自治会活動拠点整備事業補助金請求書（様式第9号）を提出してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金事業概要書（様式第2号）</p> <p>渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）</p> <p>渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）</p> <p>渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）</p> <p>渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金概算払申請書（様式第6号）</p> <p>渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金完了実績報告書（様式第7号）</p> <p>渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金確定通知書（様式第8号）</p> <p>渋川市自治会活動拠点整備支援事業補助金請求書（様式第9号）</p>

その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所市民協働推進課（本庁舎） 電話 0279-22-2463（直通） 0279-22-2111（内線4316） メールアドレス shiminkyodo@city.shibukawa.gunma.jp